

## 鳥取県特別栽培農産物認証要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、農薬及び化学肥料等の化学合成資材の使用を削減して生産される農産物（以下「認証対象農産物」という）の認証について必要な事項を定める。

### (定義)

第2条 この要綱において、生産登録申請者、生産登録者、栽培責任者、確認責任者、精米責任者、精米確認者の定義は、次のとおりとする。

- (1) 生産登録申請者とは、認証対象農産物の認証を受けようとする者をいう。
- (2) 生産登録者とは、認証対象農産物の認証を受けようとする者で、認証の通知を受けた者をいう。
- (3) 栽培責任者とは、ほ場における栽培管理を行う者又はその管理の指導を行う者をいう。
- (4) 確認責任者とは、栽培管理方法を調査し管理等に係る記録内容を確認する者で、栽培責任者による管理等について必要に応じ指導を行う者をいう。
- (5) 精米責任者とは、原料である玄米をとう精等する者をいう。
- (6) 精米確認者とは、とう精等の実績を調査し、その実績等に係る記録内容を確認する者であって、精米責任者によるとう精等について必要に応じ指導を行う者をいう。
- (7) 生産登録者は、栽培責任者を兼ねることができるものとする。
- (8) 栽培責任者は、精米責任者を兼ねることができるものとする。
- (9) 栽培責任者は、確認責任者を兼ねることができないものとする。
- (10) 精米責任者は、精米確認者を兼ねることができないものとする。

### (認証対象農産物)

第3条 認証の対象は、本県に在住する農業者が生産する米、豆類、茶等で乾燥調整した農産物及び野菜、果実で加工しない農産物とする。

なお、茶については、荒茶だけでなく製茶についても乾燥調製に含めることとし、認証の対象とする。

### (生産登録の要件)

第4条 認証対象農産物の生産登録の要件は、次のとおりとする。

- (1) 栽培基準を遵守した生産が行われることが確実と見込まれること。
- (2) 栽培責任者及び確認責任者が配置されること。
- (3) 米にあつては、精米責任者及び精米確認者が配置されること。なお、玄米で出荷する場合は不要とする。

### (生産登録者等の責務)

第5条 生産登録者、栽培責任者、確認責任者、精米責任者、精米確認者（以下「生産登録者等」という。）は、自らの責任である生産管理と厳格な出荷管理及び適正な表示票の使用に努めるとともに、この要綱に定める事項を遵守しなければならない。

- 2 生産登録者等は、生産に関する情報を消費者、流通業者等に積極的に提供し、相互の理解と信頼の向上に努めるものとする。
- 3 生産登録者は、第9条第1項の規定による取消しにより損失が生じた場合又は消費者等との間で問題が発生した場合は、その責を負うものとする。
- 4 第9条第2項の通知を受けた生産登録者は、当該認証対象農産物の回収又は表示票の除去若

しくは抹消を行うとともに、表示票の使用を中止しなければならない。

(生産登録申請と登録)

第6条 生産登録申請者は、生産登録申請書に必要書類を添えて知事に申請しなければならない。

なお、申請に当たっては、生産開始前に申請することを原則とする。

- 2 知事は、前項の申請内容が生産登録の要件に適合すると認めるときは、必要事項を登録し、その旨を生産登録申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の申請内容が生産登録の要件に適合しないと認めるときは、登録を行わない理由を付して生産登録申請者に通知するものとする。

(審査)

第7条 知事は、栽培基準の設定、生産登録、認証等について検討するため、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）（以下、「条例」という。）別表第1に定める鳥取県有機・特別栽培農産物等推進協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、前項に掲げる所掌事項について、鳥取県有機・特別栽培農産物等推進協議会運営要綱（平成25年10月15日付第201300112999号鳥取県農林水産部長通知）（以下、「協議会運営要綱」という。）第5条第1項に基づき設置される鳥取県有機・特別栽培農産物等推進協議会特別栽培農産物審査分科会（以下、「審査分科会」という。）において検討するものとする。
- 3 審査分科会は、条例、協議会運営要綱及び同要綱第5条第7項に基づき規定される鳥取県有機・特別栽培農産物等推進協議会特別栽培農産物審査分科会運営規程（平成25年10月15日付第201300112999号鳥取県農林水産部長通知）に基づき運営するものとする。

(登録の変更及び生産等の中止)

第8条 生産登録者は、登録内容を変更するとき又は生産等を中止するとき、必要書類を添えて知事に遅滞なく届け出なければならない。

- 2 知事は、前項の届出内容が不適正であると認めるときは、改善のために必要な指導を行うことができるものとする。

(登録の取消し)

第9条 知事は、生産登録申請と異なる不適当な行為を認めたときは、その登録を取り消し、又は改善のための必要な指導を行うことができるものとする。

- 2 知事は、前項の規定により登録を取り消すときは、登録取消しの理由を付して生産登録者にその旨を通知するものとする。
- 3 知事は、第1項の規定により登録を取り消したときは、生産登録者に過失がないと認められる場合を除いて、その取消しの日から起算して3年間、当該者の登録を行わないものとする。

(現地調査)

第10条 知事は、生産登録を受けた生産団体等に係るほ場、記帳状況、事務所等の現地調査を行うことができる。

- 2 生産登録者、栽培責任者、確認責任者、精米責任者、精米確認者は、県からの要求があったときは、現地調査への立会い、書類の提示及び説明等について協力しなければならない。

(表示方法)

第11条 生産登録者は、認証された認証対象農産物に表示票を表示することができる。

- 2 認証農産物に表示票を表示したときは、栽培管理票の表示も併せて行わなければならない。
- 3 生産登録者は、出荷容器又は包装物に紛らわしい表示を行ってはならない。
- 4 表示票は、認証対象農産物以外に表示してはならない。

(表示票の使用期間)

第12条 認証対象農産物に表示票を表示することができる期間は、収穫開始日から販売が終了するまでとする。

(生産登録者の公表)

第13条 知事は、生産登録者から次に掲げる生産登録情報の公表の希望があったときは、とりネットの農林水産部ホームページ等で公表するものとする。

- (1) 生産登録者の氏名(団体名)
- (2) 住所地
- (3) 認証を受けた日
- (4) 認証作目
- (5) 農薬(節減対象農薬)削減割合
- (6) 化学肥料(窒素成分)削減割合
- (7) 生産登録番号

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

- 2 特別栽培農産物の認証に関する事項については、この要綱及び要綱に基づく他の定めによるもののほか、原則として「特別栽培農産物に係る表示ガイドライン」(平成4年10月1日付4食流第3889号総合食料局長、生産局長、食糧庁長官通知。)(以下「ガイドライン」という。))によるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月22日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年1月9日から施行する。
- 2 この要綱施行の日前に認証を受けた農産物に係る取扱いについては、なお従前の例による。ただし、これらの農産物のうち、平成15年5月26日以降に生産される農産物で、この要綱、この要綱に基づく他の定め及びガイドラインに定める要件に適合するものについては、この要綱による生産登録申請を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成17年9月5日から施行する。

附 則

この改正は平成19年5月23日から施行し、平成19年度事業から適用する。ただし、改正後の第62条の規定にあっては、同年7月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年1月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年1月16日から施行する。